

屋外広告物許可手数料算出表

(精華町手数料条例第2条による)

許可広告物の種類 _____

数 量 _____ m² _____ 基・個・枚・張

計算数量 _____ m² _____ 基・個・枚・張

許可手数料

1 屋外・軒下広告物等 1基又は1個につき
 基本料 + 追加料金 = 許可手数料
 [(計算数量 - 5) m² ÷ 5 m² × 単位料金]
 小数点以下切り上げ
 円 + (_____ - 5) m² ÷ 5 m² × _____ 円 = _____ 円
 _____ 円 + (_____ - 5) m² ÷ 5 m² × _____ 円 = _____ 円
 計 _____ 円

2 気球・幕・電柱・建看板 1個・1張につき
 基本料 × 数量 = 許可手数料
 円 × _____ 円 = _____ 円

3 張り紙
 基本料 + 追加料金 = 許可手数料
 [(計算数量 - 100) ÷ 100 × 単位料金]
 小数点以下切り上げ
 円 + (_____ - 100) 枚 ÷ 100 枚 × _____ 円 = _____ 円

10条別表より

1 屋上広告物 アーチ広告物及び広告塔の類	1基又は1個につき 5 m ² まで 1,500 円 5 m ² を超える部分につき 5 m ² までごとに 750 円
2 軒下広告物 建植広告物 塀垣広告物 その他の広告物の類	1枚、1基又は1個につき 5 m ² まで 1,000 円 5 m ² を超える部分につき 5 m ² までごとに 500 円
3 気球広告物	1個につき 750 円
4 横断幕及び幕広告	1張につき 250 円
5 電柱広告物 街灯柱広告物及び車両広告物	1個につき 250 円
6 立看板、張札、導標識、スタンド その他これらに類するもの	1個につき 250 円
7 張り紙	100枚までごとに 300 円